

投資事業有限責任組合に関する法律施行規則の一部を
改正する省令（案）に対する意見公募要領

令和6年12月10日
経済産業省
経済産業政策局
産業組織課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第213回通常国会で成立した「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）により投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「LPS法」といいます。）が改正され、投資事業有限責任組合は、事業者のために発行される暗号資産の取得及び保有を組合の事業として行うことができるようになります（この改正を「改正LPS法（暗号資産関係）」といいます。）。

また、改正法を踏まえ、LPS法第3条第1項第10号の規定に基づき、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部が改正され、投資事業有限責任組合は、投資事業有限責任組合契約に係る付随事業として、事業者のために発行される暗号資産の保有に伴う暗号資産等の取得及び保有等を行うことができることとされました。

ここでいう暗号資産等は、暗号資産及び電子決済手段のみならず、これら以外の財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、）であって電子情報処理組織を用いて移転することができるものとして経済産業省令で定めるもの（以下「省令指定トークン等」といいます。）を含むものです。

そのため、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（以下「LPS法施行規則」という。）に第4条を新設し、省令指定トークン等の具体的な内容を規定します。

投資事業有限責任組合について作成される貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表等」といいます。）の記載方法については、投資事業有限責任組合契約会計規則（20231102 経局第1号令和5年12月5日経済産業省経済産業政策局産業組織課。以下「LPS会計規則」といいます。）に定められていますが、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）に「財務諸表等の記載事項について法令に位置付けることを検討する」との記載がされたことを踏まえて、LPS会計規則と同様の内容をLPS法施行規則第5条から第24条までに改めて規定します。

なお、これに伴い、LPS会計規則は廃止します。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂戴したく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」

3. 資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省経済産業政策局産業組織課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省本館7階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年12月10日（火）～令和7年1月9日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見（以下「意見提出用紙」といいます。）に日本語で記入の上、次のいずれかの方法により御提出ください。なお、電話での御意見の御提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。
- (2) 郵送
意見提出用紙に氏名、住所、連絡先及び御意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。
住所：〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省経済産業政策局産業組織課
パブリックコメント担当 宛て
- (3) 電子メール
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、これを以下のメールアドレス宛ての電子メールに添付してお送りください。当該電子メールの件名は、「投資事業有限責任組合会計規則（案）に対する意見」としてください。
メールアドレス： bzl-soshikikaLPS★meti.go.jp
※ 迷惑メール防止のため、「@」を「★」と表示しております。送信の際には、「★」を「@」（半角）に変更してください。

6. その他

皆様から頂戴した御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。頂戴した御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨を御了承ください。

頂戴した御意見は、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所及び連絡先を除き、すべて公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。ただし、頂戴した御意見の中に、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項。以下同じ。）の含まれている箇所がある場合及び頂戴した御意見に個人・法人等の財産権等を害するおそれのある箇所が認められる場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見提出用紙に御記載いただいた氏名及び連絡先等の個人情報は、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等における連絡・確認といった、この意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

